

平成27年6月1日から道路交通法が改正されています。

その中に自転車に関する項目もあります。

自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと

↓  
自転車運転者講習を受けることになります。

講習の対象となる危険行為とは・・・

- 信号無視
  - 一時不停止
  - 酒酔い運転
  - ブレーキ不良自転車運転
  - 遮断踏切への立入り
- など



講習制度のながれ

自転車運転者が危険行為を繰り返す。  
※3年以内に2回以上



交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令



講習の受講  
※講習時間 3時間  
※講習手数料 6,000円



※ 受講命令違反・・・5万円以下の罰金

※ 詳しいことは、最寄りの警察署又は警察本部交通企画課（086-234-0110）へお問い合わせください。

岡山県警察